

処理事例 57 調査しないこととしたもの

苦情申立て対象機関	市民生活局農水産課・都市局道路管理課	
苦情申立ての内容	<p>東川の土手で実施されたコンクリート敷設工事について、市が苦情申立人に対し、水路敷に生えていた樹木の伐採や苦情申立人の駐車場の通行を事前に連絡をしなかった対応に不満がある。また、敷設工事の事前連絡がなくコンクリートの嵩増しを要望できなかったため、改めて市に嵩増しを要望した。このとき、市の職員から「勝手にして下さい。」などと突き返したかのような対応を受けた。</p>	
調査結果等	<p>オンブズマンは、苦情申立人と面談して苦情内容を聴き取り、苦情内容を検討した結果、本件の苦情申立てについては、いずれもオンブズマンの調査対象外事項であると判断しました。</p> <p>1 オンブズマンの見解</p> <p>(1) 樹木の伐採について</p> <p>まず、水路敷に生えていた樹木について、何らかの権限が苦情申立人に帰属していたことを認めるに足りる事情が見当たらず、樹木の伐採に対して苦情申立人には利害関係が認められません。</p> <p>(2) 工事の実施及び駐車場利用に係る事前の連絡について</p> <p>また、コンクリート敷設工事の実施に先立ち、苦情申立人との間で打ち合わせの機会が持たれているほか、樹木伐採においては苦情申立人が臨場しています。これらのことから、施行業者から駐車場利用について声掛けがあり、苦情申立人はこれを認めていたものと理解できます。</p> <p>(3) コンクリートの嵩増し要望について</p> <p>そして、土手のコンクリート敷設工事は、治水対策の必要性など公共目的実現の見地から実施されるものであり、付近住民の便宜を図るような工事を実施することはできません。このため、工事実施の機会にコンクリートの嵩増しを求めたかったという苦情申立人の要望については、法的に保護を要する利益がないこととなります。</p> <p>(4) 嵩増し要望に対する市の職員の対応について</p> <p>さらに、本件の水路敷について市長以外の者が工事を実施しようとする場合、明石市法定外公共物管理条例第4条第1項本文により、工事申請と市長承認の手続きが必要となっています。このため、市の職員が条例に規定する所定の手続きを逸脱して、苦情申立人に対して、「勝手にして下さい。」などと対応することは通常考えられません。</p> <p>2 結論</p> <p>(1) 以上のとおり、苦情申立人の申立事項については、いずれも明石市法令遵守の推進等に関する条例所定の調査対象外事項であることから、オンブズマンとしては調査をしないこととします。</p> <p>(2) 円滑な工事実施には市民の理解を得ることが不可欠であることに鑑み、工事の実施にあたっては、より一層近隣に対して意思疎通を徹底することをオンブズマンは市に対して希望することとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成29年(2017年)6月21日	要した日数
市の機関への調査年月日	—	—
調査結果通知年月日	平成29年(2017年)7月25日	34日間

